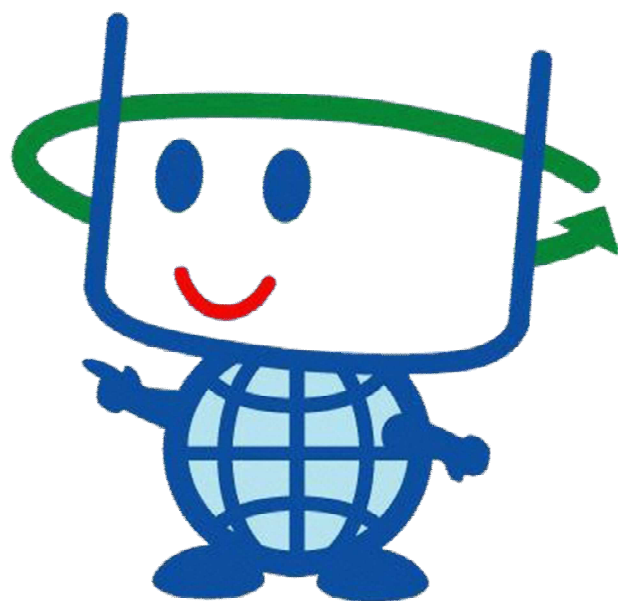


第4章

基本的施策



廿日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 自然環境

自然と人が共生するまち

1. 野生生物の暮らしを守ります

令和3（2021）年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという30 by 30目標を約束し、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）を打ち出しました。そして、令和4（2022）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」2030年グローバルターゲットの一つとして、30 by 30目標が採択されました。

わが国ではこの新枠組を踏まえ、令和5（2023）年3月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略2023－2030」を閣議決定し、2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして30 by 30目標を位置づけました。そしてその目標達成のためにどのように生物多様性を守ることに役立っているか、企業有林や里地里山など生物多様性保全に貢献している場所（OECM）を専門家が評価し、環境省が「自然共生サイト」として認定して国際データベースに登録する仕組みが令和5（2023）年度から始まりました。

本市は、瀬戸内海から中国山地まで及ぶ広大な市域を持ち、多様な自然環境を有する本市には、県による特定野生生物種であるミヤジマトンボを始めとして、多くの希少な野生生物が生育・生息しており、30 by 30目標をふまえながら、これらの野生生物とその生育・生息環境を保全していくことが求められます。

一方、アルゼンチンアリなどの外来生物により生態系が脅かされており、これらについても対策が必要です。

市民の取組

- 市内に生育・生息する野生生物に関心を持ち、生育・生息場所の清掃活動や保全活動などに協力します。
- 外来生物問題に関心を持ち、アルゼンチンアリの一斉防除活動などに取り組みます。
- 自然の生態系を保全するため、ペットとして飼っている外来生物などは、自然の中に捨てません。

事業者の取組

- 市内に生育・生息する野生生物に関心を持ち、生育・生息場所の清掃活動や保全活動などに協力します。
- 外来生物問題に関心を持ち、アルゼンチンアリの一斉防除活動などに協力するほか、外来生物の運搬・保管などを行いません。
- 事業活動の実施に際しては、自然の生態系に配慮した手法を採用するなど、環境負荷の低減を図ります。

市の取組

- 希少な野生生物とともに、その生育・生息基盤となる自然環境を保全します。また、希少な野生生物の保全に関する啓発活動を行います。
- アルゼンチンアリに関する勉強会を開催するなど、関係機関と連携してアルゼンチンアリ対策に取り組みます。
- 公共事業の実施に際しては、自然の生態系に配慮した工法を採用するなど、環境負荷の低減を図ります。

外来生物被害予防三原則について

もともとその地域にはいなかったのに、人間の様々な活動により、他の地域から持ち込まれた生物のことを外来生物といいます。

外来生物の中には、もともといた野生生物の住み家やえさを奪い、根絶やしにすることでその地域の生態系のバランスを崩したり、人間を刺したりかんだりすることで直接危害を加えたり、様々な悪影響をもたらすものもあります。

また、外来生物の中には、生命力が強く、新たに侵入した地域で、瞬く間に勢力を拡大していく種類もあり、いったん広まってしまった外来生物*を駆除するのは容易なことではありません。

そのため、環境省では、外来生物*による被害を予防するために、「**入れない**」「**捨てない**」「**拡げない**」の「外来生物被害予防三原則」を呼び掛けています。

- 1 **入れない** ⇒ 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物*をむやみに持ち込まない
- 2 **捨てない** ⇒ 飼っている外来生物がいる場合は絶対に自然の中に捨てない
- 3 **拡げない** ⇒ 自然の中にいる外来生物はそれ以上他の地域に拡げない

2. 豊かな森林や農地を守ります

森林や農地は、林業や農業の対象としてだけでなく、水源かん養や生物の生育・生息の場、さらには二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っています。しかしながら、里地里山や中山間地域の荒廃により、これらの機能が脅かされています。また、そのことにより、鳥獣被害が発生しています。特に、佐伯地域や吉和地域に広がる森林や農地は、環境保全の立場から重要であり、これらの環境を守っていくことが必要です。

市民の取組

- 木材製品を購入する際は、森林保全等に寄与する環境配慮型商品の購入に努めます。また、木材製品や農産物は地元産を購入するなど、地産地消に取り組みます。

- 植林や間伐※などのボランティア活動や森林・林業体験活動に参加し、市民参加・市民協働による森づくりに協力します。
- 市内に点在する果樹や野菜などの観光農園を活用したり、市民農園を利用したりするなど、農業を楽しみながら身近に体験します。
- 鳥獣被害地域では、被害地域と周辺地域との協力体制を構築します。また、地域住民が自ら対策に取り組むことができるよう鳥獣被害対策勉強会に積極的に参加します。

事業者の取組

- 森林保全等に寄与する環境配慮型の木材製品を流通させるとともに、木材製品の地産地消に取り組めます。
- 地元産の安全で安心できる農産物を消費者に提供するなど、農産物の地産地消に取り組めます。
- 農薬や化学肥料の使用を抑制するなど、自然と調和した環境保全型農業※の推進に努めます。
- 関係機関と連携して、植林や間伐※などのボランティア活動や森林・林業体験活動を支援します。

市の取組

- 間伐による人工林の健全化や放置山林の整備などにより、森林の適正な整備保全を推進します。
- 森林保全等に寄与する環境配慮型の木材製品を啓発するとともに、木材製品の地産地消を推進します。
- 農地の遊休・荒廃化の防止や農地の集積・有効利用等に取り組み、農地の保全を図ります。
- 低農薬や有機栽培など環境にやさしい農業の普及や農産物の地産地消を推進します。
- 林業・農業体験活動やボランティア活動による市民参加の森づくりや市民農園の活用を推進します。
- 鳥獣被害対策として、侵入防止柵の設置、追い払い活動、緩衝帯の設置などの被害防止実践活動のほか、研修会・勉強会の実施などの被害防止対策を推進します。

3. 自然とのふれあいを大切にします

瀬戸内海から中国山地まで広がる本市には、多様な自然環境を反映して海や島、山岳や田園、森林や溪谷・滝などの様々な自然資源があります。これらの自然環境を活用した、もみのき森林公園やおおの自然観察の森や観光農園などの自然とふれあえる様々な施設があります。また、宮島水族館では、干潟にすむ生き物の観察会を行うなど、自然とふれあえる体験型の学習会を開催しています。今

※ **間伐**：育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材と呼ばれる。一般に、樹木の更新を目的とした最終的な伐採である主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施する。

※ **環境保全型農業**：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業。

後も、本市の恵まれた資源や施設を活用した、こうした自然体験活動を推進していく必要があります。

市民の取組

- 生き物観察会などの自然とふれあえるイベントに積極的に参加し、自然に親しみます。
- おおの自然観察の森や宮島水族館などの自然とふれあえる施設を積極的に活用します。

事業者の取組

- 本市の豊かな自然を活用した生き物観察会などに積極的に協力します。
- おおの自然観察の森や宮島水族館などの自然とふれあえる施設を積極的に活用します。

市の取組

- 本市の豊かな自然を活用した生き物観察会の開催など市民が自然とふれあえる機会を確保します。
- おおの自然観察の森、宮島水族館などの自然にふれあえる施設を積極的に周知します。



写真 干潟観察会（宮島水族館主催）

環境指標

環境指標	基準値 (基準年度)	現況値 (中間年度)	進捗状況	目標値 (目標年度)
自然環境の保全状況などに対して肯定的な回答をした市民の割合	13.1% (H30 年度)	20.1% (R5 年度)	○	20.1% (R11 年度)

2. 生活環境

きれいで暮らしやすいまち

1. 清潔で静かな生活を守ります

大気汚染の原因には、自動車から出る排気ガス、工場から出るばい煙、ごみの不適正焼却などがあります。また、近年では微小粒子状物質（PM_{2.5}）※についても注意が必要となっています。本市では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について環境基準を達成しており、良好な大気の状態を保っています。

水質汚濁の原因には、工場や事業場などから放流された排水や、私たちの家庭から流される生活排水などがあります。本市では、小瀬川水系の河川と、大野瀬戸東の海域で環境基準を達成していません。また、事業場による水質汚濁について苦情が寄せられることもあります。

騒音・振動の原因には、工場や事業場の事業活動、建設作業、交通機関などがあります。本市では、道路交通騒音で基準値を超過している地点があります。また、軍用機などの低空飛行による騒音や特定建設作業※などによる騒音・振動について苦情が寄せられることもあります。

生活に身近な環境を良好な状態を保ち、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動を防止するためには、引き続きこれらの監視を行うとともに、発生源への指導・啓発に取り組んでいく必要があります。

市民の取組

- 台所から油を直接排水しないなど家庭でできる水質汚濁の防止に取り組みます。
- 近隣の住民の迷惑となる生活騒音などの発生を抑制します。
- 自家用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、運転する際はエコドライブ※を実践します。
- 遠方へ外出する際は、できるだけ自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。また、近隣への外出は、徒歩や自転車により行います。
- 基準を満たさない焼却炉やドラム缶、一斗缶などによるごみの焼却（野焼き）は行いません。
- 公共下水道※が整備されていない地域では、浄化槽を早期に設置し、定期点検や定期清掃など適正な管理を行います。

事業者の取組

- 法令を遵守し、低公害型の設備機器を導入し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止など

※ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が2.5 μm以下の粒子状物質を指し、PM_{2.5}ともいう。非常に小さい粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響に加え、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

※ 特定建設作業：著しい騒音又は振動を発生する建設工事の作業であって、騒音規制法、振動規制法及び条例で定められているもの。指定地域内で特定建設作業を行う場合は、届出の必要があり、騒音の大きさ、作業時間、作業日などに規制がある。

※ エコドライブ：省エネルギーや大気汚染物質の排出削減のための運転技術。アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等が挙げられる。

※ 公共下水道：主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のもの。

環境の保全に取り組みます。また、自主的な環境調査や環境報告書の公表など、情報提供に努めます。

- 社用車等を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、運転する際はエコドライブを実践します。
- 遠方へ出張する際は、できるだけ社用車等の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
- モーダルシフト※など、効率的な物流システムの導入に努めます。
- 基準を満たさない焼却炉やドラム缶、一斗缶などによるごみの焼却（野焼き）は行いません。

市の取組

- 法令に基づき、特定の事業所からの大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などについて、関係機関と連携して監視・指導を行います。また、河川及び海域の公共用水域※における水質などを測定します。
- 公用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。また、エコドライブの普及・啓発に取り組むとともに、運転する際はエコドライブを実践します。
- ノーマイカー通勤の普及・啓発に努めます。
- 遠方へ出張する際は、できるだけ公用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
- ごみの焼却に関する情報提供、啓発及び違法な焼却処理に対する監視・指導を行います。
- 公共下水道を早期に整備するとともに、浄化槽の普及を推進するなど、河川・海域の水質改善を図ります。
- 海域の環境改善を図るため、関係機関と連携して、海底耕うん※や海底清掃の実施に努めます。

※ **モーダルシフト**：トラック等の自動車により行われている貨物輸送を、エネルギー消費と二酸化炭素の発生が少なく大量輸送が可能な船舶又は鉄道に転換すること。

※ **公共用水域**：水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝きょ、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。

※ **海底耕うん**：底質改善のため、海底の堆積層をかくはんすること。かきまぜることにより酸素が供給され、有機物の分解が促進される。漁場環境の改善にもつながる。

2. ごみを適正に処理します

平成12（2000）年に循環型社会形成推進基本法が公布され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして「循環型社会※」の概念が一般的となり、3R※という言葉とともに廃棄物行政は大きく転換されました。近年においては、プラスチックごみやフードロスなどが新たな問題として社会的な課題となっています。また、市民から野焼きへの苦情が多く寄せられています。

本市においては、高効率の余熱利用による発電施設を持つ「はつかいちエネルギークリーンセンター」が平成31（2019）年より稼働し、本市のごみ処理は新たな段階に入りました。一方で、本市の家庭系ごみの1人1日平均排出量（集団回収量を含む）は県平均を上回っており、本市のごみ排出量の65%を占める家庭ごみの排出削減が求められます。

市民の取組

- 3Rを実践し、中でもリデュース（ごみを出さない）を心がけ、ごみの減量化に取り組みます。
- 分別ルールなどを自ら学び、ごみを適正に排出します。近所にごみ出しで困っている人がいたら、ごみ出しを手伝います。また、ごみステーションは地域住民が協力して管理します。
- スーパーなどの量販店が実施している資源ごみの店頭回収に協力します。また、ばら売り、量り売りなどの簡易包装商品を優先的に購入します。
- 買い物袋を持参してレジ袋の使用を抑えるなど、身近にあるプラスチック製品の使用を抑えることにより、プラスチックごみの排出抑制に取り組みます。
- ごみのポイ捨て等、不法投棄は行いません。また、ごみの不法投棄を未然に防ぐため、自らの土地又は建物を適正に管理します。

事業者の取組

- 積極的にごみの減量化に取り組みます。多量排出事業者※は、廃棄物処理担当者を選任して、廃棄物減量計画を作成します。
- ごみの排出は指定された方法を守り、適正に排出します。
- 積極的に自主回収や簡易包装などに取り組むほか、資源回収業者と協力し、再資源化、排出抑制に取り組みます。また、資源回収業者は、排出事業者の取組を支援します。
- 販売事業者は、レジ袋有料化を実施し、市民の取組を後押しします。
- 事業活動の実施に際しては、プラスチック製品から非プラスチック製品への転換を図ることなどにより、プラスチックごみの排出抑制に努めます。

※ **循環型社会**：従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会ではなく、天然資源の消費を抑制し、再生利用や再資源化、適正処分などにより廃棄物を削減して環境負荷の低減を目指す社会。我が国では、平成12（2000）年に循環型社会形成促進基本法が制定され、その実現が図られている。

※ **3R**：廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再資源化（リサイクル：Recycle）という3つの取組の頭文字を取ったもの。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして、環境省や経済産業省などが「3R政策」を推進している。

※ **多量排出事業者**：事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者をいい、具体的には産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の前年度の発生量が1,000t以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50t以上である事業場を設置している事業者のこと。

- ごみのポイ捨て等、不法投棄は行いません。また、ごみの不法投棄を未然に防ぐため、事業所の土地又は建物を適正に管理します。

市の取組

- 環境イベント、環境教育資料、パンフレットなどにより、ごみの減量化などに関する市民への情報発信を行います。また、ごみ排出事業者への減量指導などを行います。
- スーパーなどでの資源ごみの店頭回収や簡易包装協力店の普及を図ります。
- 市の事務事業におけるプラスチック製品の使用の低減を図ることなどにより、プラスチックごみの排出抑制を図ります。また、プラスチックごみの排出抑制について、市民・事業者へ啓発します。
- 不法投棄については、監視カメラの設置や監視パトロールを実施します。また、ごみステーションに出された資源ごみの持ち去り対策を行います。
- ごみ処理費用の負担の公平性を確保し、市民サービスの向上を図るため、家庭から排出される燃やせるごみの有料化を導入します。



プラスチックごみと海洋汚染

近年は、自然界で分解されないプラスチックごみが問題になっています。環境中に流出したプラスチックごみのうち、特に、海洋プラスチックごみが大きな課題となっています。

海洋に流出したプラスチックごみは、化粧品などに含まれるマイクロビーズと呼ばれるプラスチック微粒子や、紫外線や波浪により破碎されて5mm以下のマイクロプラスチックとなり、魚類などの海洋生物の体の中に取り込まれ、更に食物連鎖による生物濃縮*で、有害物質となることが懸念されています。

令和元（2019）年6月に、大阪市で開催された20か国・地域首脳会議（G20サミット）では、令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が宣言されました。

広島湾においては、カキいかだで使用されるプラスチック製品が、海洋プラスチックごみとなって周辺海域に漂着することが問題となっており、広島県では、毎年四季ごとに「県内海岸全域調査」と「海岸漂着物組成調査」を行っています。海洋プラスチックごみは本市域では宮島の大江浦で特に顕著に見られます。漂着物は、プラスチック、ペットボトル、カキ養殖パイプなどが多くを占めます。

3. 美しいまちづくりを進めます

美しいまちをつくることは、快適な環境づくりとして重要なことです。美しいまちづくりには、大きく景観の形成と緑地の保全・活用があります。

景観の形成については、我が国では平成16（2004）年に景観法が公布され、本市では、平成24（2012）年に「廿日市市景観計画」が策定されました。本市には、厳島神社を始めとする歴史的建物や、自然の豊かさを感じさせる山並みや溪流など、魅力的な景観が展開しています。これらの優れた景観を保全するため、景観資源そのものだけでなく、周辺環境も含め、より広く一体的に景観を保全していく必要があります。

一方、緑地の保全・活用については、世界遺産を有する宮島を始めとして、瀬戸内海から中国山地まで南北に多彩な環境を持つ本市において、それぞれの地域特性をいかした緑地の保全・活用を進める必要があります。その中で、本市の緑地は、廿日市・大野地域では低い水準にあり、市街地における緑地化を進める必要があります。また、本市の都市公園は、風致公園を除く一人当たり面積が、国の定める標準面積10m²を下回っており、都市公園の整備を進める必要があります。

市民の取組

- 宮島の町家通りなどの歴史的町並みや、津和野街道（廿日市・佐伯地域）や西国街道（廿日市・大野地域）といった歴史街道の景観保全に協力します。
- 草花や樹木の植栽により、宅地の緑化に努めます。植栽スペースがない場合でも、ポットやプランターを活用してベランダ園芸や緑のカーテンなどに取り組みます。
- アダプト制度※などを活用し、地域の公園や道路の清掃・美化などに取り組みます。



写真 左) 歴史街道（石見津和野路） 右) 「原地区コミュニティ推進協議会」による美化活動

事業者の取組

- 建築行為などに当たっては、法令を遵守し、歴史的町並みの保全や周辺景観への影響に配慮します。

※ **アダプト制度**：道路や河川、公園などについて、管理者である行政と当該地域の市民が協働で進める清掃美化プログラム。アダプト（Adopt）とは「養子」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が我が子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援するという仕組み。

- 屋外広告物を表示する際は、法令を遵守し、周辺の景観を阻害しないよう配慮します。
- 歴史的町並みや歴史街道の景観保全に協力します。また、地域における景観に関する協議会などに参加し、景観づくりに協力します。
- 草花や樹木の植栽により、事業所の緑化に努めます。植栽スペースがない場合でも、屋上緑化や壁面緑化などに努めます。
- 事業所周辺の公園や道路の清掃・美化などの維持管理に協力します。

市の取組

- 廿日市市景観計画などに基づき、建築行為などに対して指導を行うことにより、地域の特性をいかした良好な景観形成を図ります。
- 重要な景観構成要素である屋外広告物について、法令に基づく指導などを行います。
- 宮島地域の歴史的町並みの保存・復元・継承に向けた取組を推進します。
- 景観の啓発・情報発信を行うとともに、景観の保全・継承・活用に取り組みます。
- 保全すべき緑地については、保安林、自然環境保全地域、自然公園地域などとして、それぞれの地域特性に合わせた保全・活用を行います。
- 市街地における身近な緑地については、保存樹・保存樹林の指定や市民緑地制度※などにより、保全・活用を図ります。
- 緑豊かな都市環境の形成を図り、都市公園の整備や道路緑化を進めます。



写真 左) 峰高公園 右) 街路樹などの道路の緑 (宮園)

※ **市民緑地制度**：都市緑地法に基づく制度で、土地所有者等が地方公共団体などと契約を締結し、NPO法人や企業等の民間事業者が空き地等を公園的な空間に整備し、緑地や緑化施設を設置・管理する制度。

環境指標

項 目	基準値 (基準年度)	現況値 (中間年度)	進捗状況	目標値 (目標年度)
大気中における二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の環境基準達成率	100.0% (H29 年度)	100.0% (R5 年度)	○	100.0% (R11 年度)
河川におけるBODの環境基準達成率	76.9% (H29 年度)	84.6% (R5 年度)	△	100.0% (R11 年度)
市域における騒音の環境基準達成率	93.3% (H29 年度)	86.7% (R5 年度)	×	100.0% (R11 年度)
家庭系ごみ排出量	544 g／人・日 (H29 年度)	511 g／人・日 (R5 年度)	△	470 g／人・日 (R14 年度)

3. 地球環境

地球にやさしい低炭素のまち

1. 低炭素のまちづくりを進めます

パリ協定以降の世界的な脱炭素化の社会動向の中で、令和2（2020）年、菅首相は国会の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。令和3（2021）年4月には、菅首相はわが国の2030年の温室効果ガス目標を2013年度比46%削減とすることを表明し、地球温暖化対策の推進がより喫緊の課題として社会全体でとらえられています。

このような流れを受けて、様々な取組が始まっています。「カーボンゼロシティ」はそのひとつで、2050年の二酸化炭素実質排出量をゼロにすることに取り組むことを表明した地方公共団体のことをいい、本市も令和4（2022）年6月に「カーボンゼロシティ」を宣言しました。また本市ではその実現に向け、令和6（2024）年3月、本市全域の二酸化炭素排出量の削減に関する施策の基本方針となる「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、市の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量の削減に取り組む「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定版）」を策定しました。

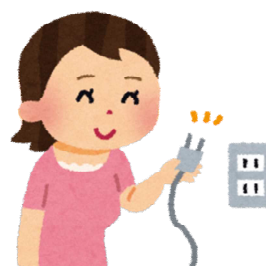
市民の取組

住宅については

- 住宅を新築・改築する際は断熱化、気密化を図り、省エネルギー対応型の設備を使用するなど、ZEH化など住宅の省エネルギー化に努めます。
- 水栓やトイレは節水型のものにします。

電気製品の利用に当たっては

- 家電製品を購入するときは、省エネルギーラベル・統一省エネルギーラベル※のついた省エネルギー性能の高い製品を購入します。
- 電気製品を使用しないときは、小まめに主電源を切ります。
- 不必要な冷暖房の使用を控え、温度設定は適温を守ります。
- 長時間使用しない電気製品は、コンセントからプラグを抜きます。
- 電力監視装置等により使用電力の「見える化」に取り組み、消費電力の削減を図ります。



自動車の利用に当たっては

※ 省エネルギーラベル・統一省エネルギーラベル：省エネルギーラベルは、家電製品などが「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」で定められた省エネルギー基準をどの程度達成しているかを表示するもの。製品ごとに定められた国の目標値（トップランナー基準・省エネルギー基準）に対する達成率、達成期限となる目標年度、エネルギー消費効率が表示される。統一省エネルギーラベルは、製品の省エネルギー性能を星の数で表し、併せて省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示するもの。星のない簡易版もある。

- 自家用車を購入する際は、エコカーの導入に努めます。
- 遠方へ外出する際は、できるだけ自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
また、近隣への外出は、徒歩や自転車により行います。
- 自家用車を運転する際は、アイドリングストップ※や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ※を実践します。

日常生活では

- 環境家計簿※を利用し、家庭におけるエネルギー使用量の削減を図ります。
- ヨシズやスタレ、「緑のカーテン」などを活用して日差しを遮り、住宅の室温の上昇を抑えます。
- お風呂は家族で続いて入り、シャワーはお湯を流したままにしないなど、余分なエネルギー消費を減らします。
- 家庭で空調が効いた部屋などで過ごすのではなく、空調設備のある図書館などの公共施設やショッピングセンターなどの商業施設を利用するクールシェア・ウォームシェア※を実践します。

事業者の取組

事業所については

- 事業所・工場などの省エネルギー診断を受診し、エネルギー使用の効率化を図ります。
- ISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステム※の導入に努めます。
- 事業所を新築・改築する際は、断熱化、気密化を図り、省エネルギー対応型の設備を使用するなど、事業所の省エネルギー化に努めます。
- 水栓やトイレは節水型のものにします。

※ **アイドリングストップ**：自動車や自動二輪車などが、荷物の積み下ろしなど運転者が車から離れている間や、休憩中、人待ち・客待ちなどの停車中に、不必要なエンジンのアイドリングをしないこと。

※ **エコドライブ**：省エネルギーや大気汚染物質の排出削減のための運転技術。アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等が挙げられる。

※ **環境家計簿**：家庭で使用する電気・ガス・灯油・ガソリン等の各種のエネルギーの使用量から二酸化炭素排出量を計算・記録して排出実態を把握し、併せてその削減目標やそのための取組を設定して実行する家庭における地球温暖化防止の取組。

※ **クールシェア・ウォームシェア**：クールシェアは、真夏の屋間に各家庭で冷房を使用する代わりに、図書館や商業施設など冷房設備のある共有スペースを利用すること。東日本大震災を契機に環境省が推進しているスーパークールビズの取組の一つ。同様に、冬季における共有スペースの暖房利用の取組をウォームシェアという。家庭での冷暖房を削減することにより、地域全体でエネルギー消費が削減されることを狙いとしている。

※ **環境マネジメントシステム**：事業者が定めた環境に関する方針・取組などについての管理を進めるための、事業所等における体制や手続など一連の仕組み。事業者が環境に配慮した経営を行い、事業活動による環境負荷を軽減することを狙いとしている。代表的なものとして、国際規格の「ISO14001」や環境省策定の「エコアクション21」がある。

電気製品の利用に当たっては

- O A機器などの電気製品を購入する時は省エネルギーラベル・統一省エネルギーラベル※や国際エネルギースターロゴ※のついた省エネルギー性能の高い製品を購入します。
- 設備機器を更新するときは、インバーター式※蛍光灯やLED照明などの省エネルギー対応型の製品に更新します。
- 電気製品を使用しないときは、小まめに主電源を切ります。
- 不必要な冷暖房の使用を控え、温度設定は適温を守ります。
- 使用していない部屋や昼休みの消灯を徹底します。
- 電力監視装置等により使用電力の「見える化」に取り組み、消費電力の削減を図ります。また、高圧受電の事業所は、デマンド※を監視し、ピークカット・ピークシフト※に取り組みます。

自動車の利用に当たっては

- 社用車等を購入する際は、エコカーの導入に努めます。
- 遠方へ出張する際は、できるだけ社用車等の使用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 通勤する際は、できるだけ公共交通機関を利用し、徒歩・自転車通勤に努めます。
- 社用車等を運転する際は、アイドリングストップや滑らかなアクセルワークなどエコドライブを実践します。

日常業務に当たっては

- ブラインドや「緑のカーテン」などを活用して日差しを遮り、事業所の室温の上昇を抑えます。
- 事業所での物品の購入に当たっては、グリーン購入※を推進します。



※ **省エネルギーラベル・統一省エネルギーラベル**：省エネルギーラベルは、家電製品などが「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」で定められた省エネルギー基準をどの程度達成しているかを表示するもの。製品ごとに定められた国の目標値（トップランナー基準・省エネルギー基準）に対する達成率、達成期限となる目標年度、エネルギー消費効率が表示される。統一省エネルギーラベルは、製品の省エネルギー性能を星の数で表し、併せて省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示するもの。星のない簡易版もある。

※ **国際エネルギースターロゴ**：国際的省エネルギー制度（国際エネルギースタープログラム）の基準を満たす製品に使用が認められているロゴマーク。基準は、オフィス機器の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネルギー性能の優れた上位25%の製品が適合となるように設定されている。

※ **インバーター式**：電気は交流よりも直流の方が細かい調整が行いやすいため、コンセントからの交流をコンバーターで直流に変換し、周波数や電圧をコントロール後、インバーターにより再度交流に変換するという方式。蛍光灯であれば、高周波に変換することにより、照度を高めることができるなど、省エネルギー化に寄与する。

※ **デマンド**：30分間（毎時0分～30分及び30分～60分）の平均電力使用量。高圧受電において、1か月間のデマンドの最大値がその月の最大需要電力とされ、当月を含む過去12か月のうちの最大値が、最大値が記録された月から12か月間、毎月の基本料金の計算に使用されるため、デマンド値が突出しないようにすれば、電気料金の抑制につながる。

※ **ピークカット・ピークシフト**：どちらも、夏の冷房や冬の暖房などによってできる電力需要のピークを低くするための手法である。電気機器・設備の使用を抑えたり、代替電源を用いるなどにより、ピーク時の購入電力の消費を低減することをピークカットといい、電気機器・設備の使用をピーク時から別の時間帯や別の日にずらしたり、夜間に蓄電してピーク時に使用するなどにより、電力消費を平準化することをピークシフトという。

※ **グリーン購入**：商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

- クールビズ・ウォームビズ※に取り組みます。
- 近くの階への移動にはできるだけエレベーターではなく、階段を使用します。

市の取組

- 環境家計簿の普及や省エネルギー診断の受診を推進し、省エネルギー意識の啓発を図ります。
- 事業者による環境マネジメントシステムの導入を促進するため周知・啓発に取り組みます。
- 地球温暖化防止及び環境保全意識の向上を図るため、住宅用地球温暖化対策設備などの設置を支援します。
- はつかいち環境フェスタ、地球温暖化防止教室、緑のカーテンコンテストなどにより地球温暖化対策の普及・啓発に取り組みます。
- 低炭素型の都市構造の実現に向けて、拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）や廿日市市地域公共交通網形成計画に基づく取組を推進します。

ESGの広がりとは地球温暖化対策

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字を取ったものです。今日、企業の長期的な成長のためには、この3つの観点が必要で、企業への投資の意思決定において、従来型の財務情報だけでなく、ESGを考慮に入れるという考え方が世界的に浸透してきています。日本でも、私たちの年金を運用している年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が採用し、ESG投資が広がっています。

企業がどのような地球温暖化対策に取り組んでいるかは、ESG投資の重要な評価ポイントで、地球温暖化対策に消極的若しくは逆行するような取組を行っている企業への投資を控える動きが世界的にみられ、近年では、化石燃料に関わる企業等から投資を引き揚げる「ダイベストメント」（投資撤退）の動きが広がっています。

※ **クールビズ・ウォームビズ**：地球温暖化対策として、環境省の提唱により平成17（2005）年から始まった取組。夏場は冷房をおさえてできるだけ涼しく（クールビズ）、冬場は暖房をおさえてできるだけ温かく（ウォームビズ）仕事ができるように服装を調整すること。

2. 再生可能エネルギーの利用を進めます

令和3（2021）年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの比率が36～38%と現行目標の22～24%程度という想定から大幅に引き上げられ、太陽光、バイオマス、風力などの再生可能エネルギーの推進が社会全体として求められています。エネルギー別の温室効果ガス排出量は電力が最も大きな割合を占めることから、発電における化石燃料から再生可能エネルギーへの転換は、地球温暖化対策として大きな意味を持ちます。

本市では、本庁舎や文化センターをはじめ、廿日市浄化センターや大野浄化センターなど23ヶ所の公共施設に太陽光発電システムを設置しているほか、保育園や小学校など16ヶ所の公共施設で屋根貸しによる太陽光発電を行っています。本市には、県と中国電力グループが共同して取り組んでいるメガソーラーの大野太陽光発電所（平成26（2014）年売電開始2,163kW）がありますが、官・民で再生可能エネルギーの導入を更に推進していく必要があります。

市民の取組

- 太陽光、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備の導入に努めます。

事業者の取組

- 太陽光、地熱、中小水力※、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備の導入に努めます。
- 再生可能エネルギーで作られた電気であるグリーン電力証書※を受けた電力を積極的に活用します。

市の取組

- 本市における率先的な取組として、公共施設の新築や改築に併せて屋根を活用した太陽光発電設備の導入を促進します。
- 太陽光、地熱、中小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備の普及・啓発に取り組めます。

※ **中小水力**：用水路、小河川等を利用して発電を行うことのできる水力のうち、比較的小さい規模のもの。水力発電のうち、特に出力10,000kW～30,000kW以下のものを「中小水力発電」といい、出力1,000kW以下の小規模なものを「小水力発電」という。小水力発電では、水路やその落差工、せきなどで落差を確保するため、土木工事が比較的簡単で経済的であり、また、太陽光や風力などと比べ、天候等による出力変動が少ないので系統の安定性が高いといった特徴がある。

※ **グリーン電力証書**：風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作った電気が持つ環境価値（化石燃料の使用削減、二酸化炭素排出抑制など）を証書化して取引することにより、再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組み。

3. 市の排出する温室効果ガスを削減します

本市では、令和2（2020）年、「第2次廿日市市環境基本計画」において率先実行計画を「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として改めて位置づけ、本市の事務事業によって排出される温室効果ガスの排出の抑制に取り組んできました。さらに令和6（2024）年3月、市の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量の削減に取り組む「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定版）」を策定し、取り組んでいます。

● 計画期間

令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの現計画の残期間の7年間とします。

● 計画対象

本市が実施するすべての事務事業により排出される二酸化炭素排出量を対象とします。

● 削減目標

二酸化炭素排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比約50％削減するものとします。

環境指標

項 目	基準値 (基準年度)	現況値 (中間年度)	進捗状況	目標値 (目標年度)
市域における民生部門の二酸化炭素排出量	421 千 t-CO ₂ (H25 年度)	315 千 t-CO ₂ (R3 年度)	△	132 千 t-CO ₂ (R12 年度)
市の事務事業における二酸化炭素排出量	43,083 t-CO ₂ (H25 年度)	23,326 t-CO ₂ (R5 年度)	△	21,403 t-CO ₂ (R12 年度)

※ **電動車**：電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のこと。

※ **V2B**：ビークルトゥビルディング（Vehicle to Building）の略称。EV等のバッテリーに蓄えられている電力を建築物の分電盤に接続し、建物内の照明や家電製品などを動かす電力として使用することができるシステム。

4. 環境活動

環境について学び行動するまち

1. 環境にやさしい活動を実践します

“Think globally, Act locally.”（地球規模で考え、足元から行動する）の言葉に象徴されるように、環境においては実際に「活動する」ことが非常に重要です。「ひとごと」ではなく、「わがこと」として考え、行動を起こすことが必要です。

本市では、公衛協のほか多くの市民活動団体が、清掃・美化や学習会の開催などの環境活動を展開しています。しかし一方で、これらの市民活動団体は、スタッフの高齢化や人員減少、運営経費の不足などの共通の課題を抱えています。

地域のコミュニティが希薄になる中、地域清掃などの環境活動は、世代や年代の枠を超え、参加する住民の枠を広げていく必要があります。また、市内の事業者とも更に連携を強め、環境活動を推進していく必要があります。

市民の取組

- 各地域の公衆衛生推進協議会主催による一斉清掃を始め、海のクリーンアップ作戦や宮島海岸の清掃などの環境活動に参加します。
- 「はつかいち環境フェスタ」に参加し、環境について楽しく学びます。
- アダプト制度※などを活用し、地域の公園や道路の清掃・美化などに取り組みます。
- 市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築に協力します。

事業者の取組

- 地域で行われている環境活動や環境イベントに積極的に参加します。
- はつかいち環境アドバイザーや市民活動団体に対し、人員や施設、技術や設備機器の提供などの支援を行います。
- 市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築に協力します。
- 環境活動の取組状況について、ウェブサイトや環境報告書※を通じて積極的に情報公開します。

市の取組

- 市民・事業者や市民活動団体などと協働して海のクリーンアップ作戦や宮島海岸の清掃など環境活動を行います。
- 環境について楽しく学べる、参加体験型の環境イベント「はつかいち環境フェスタ」を開催します。
- 地域環境を守る取組を市民と協働で進めていくために、環境に関する基礎知識を楽しく身に

※ **アダプト制度**：道路や河川、公園などについて、管理者である行政と当該地域の市民が協働で進める清掃美化プログラム。アダプト（Adopt）とは「養子」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が我が子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援するという仕組み。

※ **環境報告書**：事業者が自らの活動に伴う環境負荷やその低減のための方針、計画、具体的取組などについて、投資家、消費者、地域住民などに対して情報提供を進めるために作成・公表する年次報告書。

つけることができる「はつかいち環境講座」を開催します。

- 市、市民や市民活動団体、事業者のパートナーシップやネットワークの構築を図ります。
- 環境基本計画に基づき、毎年度、環境保全の取組状況や環境指標などを整理し、環境年次報告書として公表します。環境に関する情報については、市の広報やウェブサイトなどによる周知を行います。

2. 環境についてみんなで共に学びます

環境教育は、平成18（2006）年改正の教育基本法、平成19（2007）年改正の学校教育法において、教育の目標の一つとして位置づけられ、さらにはE S D（持続可能な開発のための教育）として展開されています。近年では、学校以外も含む自発的な学びという側面から、「環境学習」という言葉が使われることが多くなっています。

本市では、市民が楽しみながら環境学習を行うことができる場を提供するため、おおの自然観察の森や宮島水族館で行われている自然観察会等のイベントのほか、「親子向け環境講座」などの多くの教室や講座を開催しています。今後も、環境学習の機会・内容を充実させることで、より多くの市民が、環境学習に取り組めるよう支援する必要があります。

市民の取組

- 地域や学校での環境学習の機会を活用して環境学習に取り組み、環境に関する知識や意識の向上に努めます。
- 環境学習で得た知識を地域での環境活動にいかします。
- こどもエコクラブ※に登録するなど、様々な環境学習や活動を実践します。
- e c o検定※などの環境に関する検定や資格取得に取り組み、環境意識やスキルの向上に努めます。

事業者の取組

- 専門性をいかし、出前講座への講師派遣や、施設見学の受入れを行うなど、事業者でなくてはできない取組を推進します。
- e c o検定などの環境に関する検定や資格取得に事業所単位で取り組み、社員の環境意識やスキルの向上に努めます。

市の取組

- 「親子向け環境講座」などの教室や講座を開催します。
- 小学生を対象に、「水辺・里山教室」や地球温暖化について考え学習する「地球温暖化防止教室」

※ こどもエコクラブ：幼児から高校生までなら誰でも参加でき、仲間（メンバー）と大人（サポーター）で結成・登録し（1人でも可）、身近な地域で環境活動に自由に取り組む会員制クラブ。当初、環境省が始め、現在は公益財団法人日本環境協会が全国事務局となり、自治体に地域事務局がある。

※ e c o検定：正式には「環境社会検定試験」といい、東京商工会議所が主催する、広く環境問題に関する知識を問われる検定。複雑・多様化する環境問題を幅広く体系的に身につけることができる環境教育の入門編として、幅広い業種・職種で活用されている。

などを実施します。

環境指標

項 目	基準値 (基準年 度)	現況値 (中間年 度)	進捗状況	目標値 (目標年 度)
環境保護活動に取り組んでいる市民の割合	31.3% (R元年度)	32.5% (R5年度)	△	40.0% (R7年度)
水辺・里山教室を受講した児童の割合 (過去3年合計値)	53.5% (H30年度)	51.9% (R5年度)	×	60.0% (R11年度)

我が国が提唱したESD

ESD (Education for Sustainable Development) は、「持続可能な開発のための教育」と訳され、現代社会の様々な課題を「わがこと」として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。

平成14(2002)年のヨハネスブルグサミットで我が国がESDを提唱し、同年の国連総会で平成26(2014)年までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案が採択され、ユネスコが主導機関に指名されました。

我が国では、7か所の「ESDに関する地域拠点」が国連大学により認定されているほか、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会がESDの推進拠点として「ユネスコスクール」を位置づけており、令和6(2024)年4月年現在、広島県では89校が加盟し、本市では、宮島学園(宮島小学校・宮島中学校)が加盟しています。

5. 地域別環境配慮指針

基本目標の実現を目指して、それぞれの具体的取組を進めていくためには、本市の5つの地域の特性に配慮していく必要があります。

この項では、ここまで示した基本的施策に沿い、地域別に特に環境に配慮する事項について、地域別環境配慮指針として整理しました。

吉和地域

野生生物の暮らしを守ります

・むやみな野生生物の捕獲や採取をしないなど自然や生態系の保全に協力しましょう。

豊かな森林や農地を守ります

・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。

清潔で静かな生活を守ります

・安全でおいしい水への理解を深め、自然豊かな水環境を守りましょう。

廿日市地域

野生生物の暮らしを守ります

・外来生物による被害を予防するため、外来生物被害予防三原則を徹底しましょう。

ごみを適正に処理します

・使えなくなった家電製品やタイヤなどの不法投棄は絶対にやめましょう。

環境にやさしい活動を実践します

・市内で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域の美化に協力しましょう。

佐伯地域

豊かな森林や農地を守ります

・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。

豊かな森林や農地を守ります

・水源かん養機能などを有する農地の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。

清潔で静かな生活を守ります

・安全でおいしい水への理解を深め、自然豊かな水環境を守りましょう。

大野地域

野生生物の暮らしを守ります

・外来生物による被害を予防するため、外来生物被害予防三原則を徹底しましょう。

清潔で静かな生活を守ります

・身近な海岸の環境保全に努め、海岸清掃などへ参加しましょう。

ごみを適正に処理します

・使えなくなった家電製品やタイヤなどの不法投棄は絶対にやめましょう。

環境にやさしい活動を実践します

・市内で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域の美化に協力しましょう。

宮島地域

豊かな森林や農地を守ります

・二酸化炭素吸収機能などを有する森林の大切さへの理解を深め、保全に協力しましょう。

自然とのふれあいを大切にします

・自然とふれあうイベントや自然観察会などへ積極的に参加しましょう。

清潔で静かな生活を守ります

・身近な海岸の環境保全に努め、海岸清掃などへ参加しましょう。

美しいまちづくりを進めます

・地域の歴史的町並みへの理解を深め、将来への継承に協力しましょう。

